

現行定款	変更案
(商号) 第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社法</u>により設立し、<u>日本電信電話株式会社</u>と称する。 2 前項の商号は、英文では<u>NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION</u>とする。 (目的) 第2条 本会社は、東日本<u>電信電話株式会社</u>及び西日本<u>電信電話株式会社</u>（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。 2 本会社は、次の業務を営むものとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 前3号の業務に附帯する業務 3 本会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。 (機関) 第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 (株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(商号) 第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u>により設立し、<u>NTT株式会社</u>と称する。 2 前項の商号は、英文では <u>NTT, Inc.</u>とする。 (目的) 第2条 本会社は、<u>NTT</u> 東日本株式会社及び <u>NTT</u> 西日本株式会社（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。 2 本会社は、次に掲げる業務を営むものとする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務 3 本会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。 (機関) 第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (株式取扱規則) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人) 第13条 (省略) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会が定めて公告する。 (取締役の員数) 第20条 本会社に<u>15</u>名以内の取締役を置く。 (新設) (取締役の選任決議) 第21条 (省略) 2 (省略) (新設) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。 2～4 (省略) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 6 (省略) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。	(株主名簿管理人) 第13条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定めて公告する。 (取締役の員数) 第20条 本会社に<u>17</u>名以内の取締役を置く。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任決議) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から選定する。 2～4 (現行どおり) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)若干名を選定することができる。 6 (現行どおり) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)がその職務を行う。
---	--

(取締役会) 第 2 4 条 (省略) 2 ～ 3 (省略) 4 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5 ～ 7 (省略) (新設) (取締役の責任免除) 第 2 6 条 (省略) 第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役の員数)</u> 第 2 7 条 本会社に 6 名以内の監査役を置く。 <u>(監査役の選任決議)</u> 第 2 8 条 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> 第 2 9 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第 3 0 条 監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を選定する。	(取締役会) 第 2 4 条 (現行どおり) 2 ～ 3 (現行どおり) 4 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5 ～ 7 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 2 6 条 本会社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役の責任免除) 第 2 7 条 (現行どおり) 第 5 章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第 2 8 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を選定する。
--	---

(監査役会) 第<u>31</u>条 <u>監査役会</u>を招集するには、会日より3日前までに、各<u>監査役</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。 3 <u>監査役会</u>に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。 (監査役の責任免除) 第<u>32</u>条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (事業年度) 第<u>33</u>条 (省略) (新設) (剰余金の配当) 第<u>34</u>条 (省略) (中間配当) 第<u>35</u>条 本会社は、<u>取締役会の決議により、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u> 2 (省略)	(監査等委員会) 第<u>29</u>条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日より3日前までに、各<u>監査等委員</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 3 <u>監査等委員会</u>に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。 (削除) (事業年度) 第<u>30</u>条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第<u>31</u>条 本会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> (剰余金の配当) 第<u>32</u>条 (現行どおり) (中間配当) 第<u>33</u>条 本会社は、<u>振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u> 2 (現行どおり)
---	--

(新設)	<u>(附則)</u> <u>第 1 条 定款第 1 条及び第 2 条第 1 項の変更は、2025 年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、定款第 1 条及び第 2 条第 1 項の変更の効力発生をもってこれを削除し、次条を繰り上げるものとする。</u>
(新設)	<u>第 2 条 本会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 4 0 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>